

2017年11月27日

株式会社 ぜん
代表取締役 尾崎 成彦 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：元山
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP : http://www.kc-s.or.jp

ご通知

当団体の貴社に対する「2017年9月27日付再申入れ」について、ご回答いただきありがとうございます。

さて、貴社は、平成29年10月2日付『2017年9月27日付再申入れ』に対するご回答において、当団体が貴社に求めておりました「入会后4ヶ月間は、休会・退会ができない。」との条項（以下「本件条項」といいます）を削除する旨、回答されています（以下「貴社回答」といいます）。

しかし、2017年11月27日現在、貴社が運営する「ピラティス・スタイル」のホームページの「よくある質問」中「Q&A一覧」の「休会・退会について」の項目には、「ご入会后、4ヶ月を過ぎてからの休会は可能です。」、「ご入会后、4ヶ月を過ぎてからの退会は可能です。」との回答がアップされたままです（以下「貴社HP記載本件条項」といいます）。

当団体としては、消費者契約法上問題があるとして貴社に対して本件条項の削除を求め、それに対して貴社は本件条項を削除する旨の回答をしておられながら、なおも本件条項を使用し続けておられることに関し、これ以上放置することはできないとの結論に至りました。

そこで、当団体では、本件条項を削除するという貴社の当団体に対する約束を守っていただくために、添付した「誓約書」の各条項について誓約していただくことを求めます。

つきましては、別添誓約書記載の内容について当団体にお約束いただきたく、ご検討の上、受諾される場合には、貴社HP記載本件条項を削除するとともに、同封した誓約書に署名捺印の上、ご返送ください。また、拒否される場合にはその旨ご回答下

さい。

本書到達後14日以内に諾否についてご回答をお願いします。また、受諾される場合は、貴社からの平成28年9月12日付回答書添付の「入会時の別途説明ガイド(資料③)」についても、貴社回答に則り訂正したものを当団体までお送り下さいますようお願いいたします。

貴社からの回答の有無及びその内容を拝見した上で、差止請求訴訟の提起の必要性があるか検討いたします。また、本書に対する回答の有無及び内容は公表の対象であることを申し添えます。

以上のとおり、ご通知いたします。